



原告 58

1 認定事実

原告 58 は、昭和 30 年に京都府で出生した。

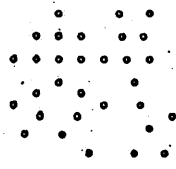
原告 58 の現住所は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 58 は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行委員 女性枠」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

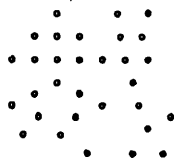
(甲 114, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 58 は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠(乙 297, 583, 607)によれば、原告 58 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されていたり、多数の人名及び肩書が羅列されているにすぎなかったりするなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとまでは認められない。そして、他に原告 58 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「京都府」の欄の公表により、原告 58 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 58 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 58 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 58 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 2



0.00円と認めるのが相当である。



原告 59

1 認定事実

原告 59 は、昭和 19 年に京都府綴喜郡宇治田原町で出生し、原告解放同盟善法支部長などを務めた。

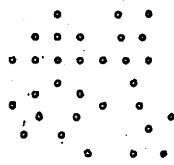
原告 59 の現住所及び現本籍の旧地名は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されている。

原告 59 は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

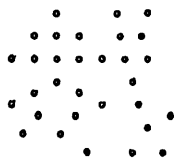
(甲 220, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 59 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠 (乙 269, 450, 583, 607) によれば、原告 59 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 59 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「京都府」の欄の公表により、原告 59 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 59 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 59 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 59 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 3 万円と認め



るのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告60

1 認定事実

原告60は、昭和16年に京都府綾部市で出生し、現在は原告解放同盟京都府連合会の執行委員を務めている。

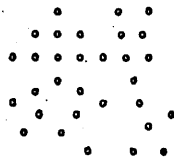
原告60の現住所は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告60は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行部」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

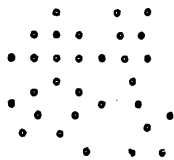
(甲221, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告60は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠(乙451, 583, 607)によれば、原告60が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、第三者開設のブログの特定の日の記述として掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告60の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「京都府」の欄の公表により、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告60は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告60の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告60が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認め



るのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告 6 1

1 認定事実

原告 6 1 は、昭和 4 0 年に京都市で出生し、原告解放同盟京都府連合会執行委員などを務めていた。

原告 6 1 の前住所及び従前本籍は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 6 1 は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行部」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）が掲載された。

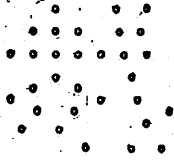
(甲 2 2 2, 3 4 4)

2 判断

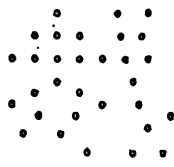
(1) 原告 6 1 の現住所又は現本籍が本件地域にあると認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告 6 1 のプライバシーが侵害されたものとは認められない。

(2) 上記認定によれば、原告 6 1 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠（乙 2 9 8, 3 8 5, 4 5 2, 5 8 3, 6 0 7）によれば、原告 6 1 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者を対象とした講演活動を少なくとも 1 回行っており、この活動などがインターネット上に掲載されていることなどが認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記認定判断を左右するものではない。

(3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 6 1 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 6 1 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 2 0 0



0円と認めるのが相当である。



原告 6 2

1 認定事実

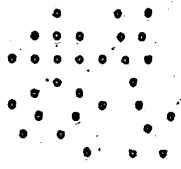
原告 6 2 は、昭和 4 0 年に京都市で出生し、現在は京都府議会議員及び原告解放同盟京都府連合会書記長を務めている。

原告 6 2 は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号、所属する政党名、議員であること及び生年月日を掲載された。

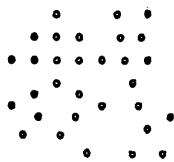
(甲 2 2 3)

2 判断

- (1) 原告 6 2 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告 6 2 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 6 2 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、電話番号及び生年月日を掲載されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠（乙 2 9 8, 3 8 5, 4 4 7, 4 5 1, 5 8 3, 6 0 7）によれば、原告 6 2 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者を対象とした講演活動を少なくとも 1 回行うなどして、その活動などがインターネット上に掲載されていることが認められる。しかし、ホームページの下部の階層で掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 6 2 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 6 2 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万 5 0 0 0 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用



は1500円と認めるのが相当である。



原告 63

1 認定事実

原告 63 は、昭和 37 年に出生した。

原告 63 は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行部」の欄に氏名、役職名、生年月日及び父親の名前を掲載された。

(甲 337)

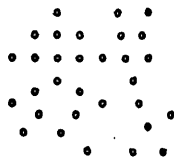
2 判断

(1) 原告 63 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告 63 のプライバシーが侵害されたとは認められない。

(2) 上記認定によれば、原告 63 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び生年月日を掲載されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。他方、原告 63 の父親の氏名は、原告 63 にとって直ちに他人にみだりに知られたくない私的な事柄であるとは認められず、その公開によってプライバシーが侵害されたとは認められない。

これに対し、証拠(乙 550)によれば、原告 63 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められる。しかし、ホームページの下部の階層で掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。

(3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 63 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 63 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万 5 0 0 0 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1 5 0 0 円と認めるのが相当である。



原告64

1 認定事実

原告64は、昭和30年に京都市で出生し、現在は原告解放同盟京都府連合会副委員長を務めている。

原告64の現本籍は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

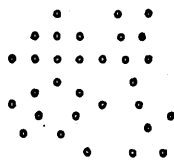
原告64は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし町名までの記載しかないもの）が掲載された。

(甲344, 374)

2 判断

(1) 上記認定によれば、原告64は、その現本籍が本件地域にある。しかし、証拠(乙298, 385, 396, 609)によれば、原告64は自らが原告解放同盟に所属していることを明らかにして継続的に講演活動を行い、その活動内容がインターネット上に掲載されていたと認められ、これに原告解放同盟の組織構成(前提事実(1)ア)を併せると、原告64の現本籍が本件地域にあることが一般に広く知られていると推認される。したがって、本件地域一覧の公表によって、原告64のプライバシーが侵害されたとは認められない。

(2) 上記認定によれば、原告64は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を掲載されたが、このことは前記(1)説示のとおり既に一般に広く知られていると推認されるから、本件人物一覧の公表により、原告64のプライバシーが侵害されたとは認められない。なお、住所は町名までの記載しかなく不正確なため、これが公開されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。



原告 65

1 認定事実

原告 65 は、昭和 23 年に京都府宮津市で出生し、現在は原告解放同盟京都府連合会丹後事務局長を務めている。

原告 65 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」、及び「現在地」欄に記載されている。

原告 65 は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行部」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号が掲載された。

(甲 115, 344)

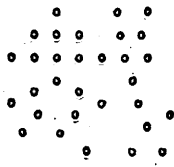
2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 65 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

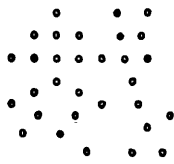
他方、証拠（乙 298, 385, 583, 607）によれば、原告 65 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者を対象とした講演活動を少なくとも 1 回行っており、その活動などがインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 65 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「京都府」の欄の公表により、原告 65 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 65 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を掲載されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 65 の被った精神的苦痛



を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告65が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告 66

1 認定事実

原告 66 は、昭和 18 年に京都府相楽郡笠置町で出生し、現在は原告解放同盟京都府連合会執行委員を務めている。

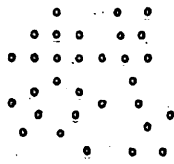
原告 66 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 66 は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の「執行部」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号が掲載された。

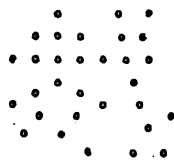
(甲 161, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 66 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 583, 607）によれば、原告 66 が原告解放同盟に所属していることがインターネット上に掲載されていることが認められるが、多数の人名及び肩書が羅列されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない（なお、被告らが指摘する乙 395 には、原告 66 と原告解放同盟との関係は言及されていない。）。そして、他に原告 66 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「京都府」の欄の公表により、原告 66 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 66 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシー侵害を理由とした損害賠償請求権を有する。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 66 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 66 が原告解放同盟に所属しているこ



とが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告67

1 認定事実

原告67は、昭和43年に京都府相良郡和束町で出生し、現在は原告解放同盟京都府連合会書記次長を務めている。

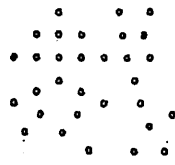
原告67の現住所は、本件地域一覧の京都府の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告67は、本件人物一覧の「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

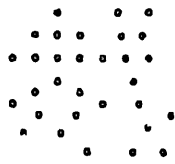
(甲162, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告67は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠(乙396, 583, 607)によれば、原告67は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象としたイベントを少なくとも1回行うなどし、その活動などがインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告67の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「京都府」の欄の公表により、原告67のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告67は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告67の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告67が原告解放同盟に所属しているこ



とが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告68

1 認定事実

原告68は、昭和37年大阪市西成区で出生した。

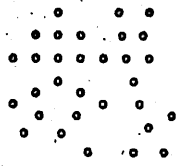
原告68の現住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告68は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所(ただし誤っているもの)及び生年を、「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所(ただし誤っているもの)を掲載された。

(甲146, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告68は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠(乙279, 387, 489, 490, 617, 619, 680)によれば、原告68が原告解放同盟に所属していることがインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層で掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告68の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告68のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告68は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告68の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告68が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2



000円と認めるのが相当である。